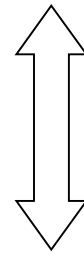


障害児通所支援利用手順

R7.9

- ① 「障害児通所支援事業所」を見学し、利用について相談する
- ② 利用したい「障害児通所支援事業所」と「障害児相談支援事業所」を決定し、その旨を事業所に伝え、事業所と共に利用開始予定日を決める
- ③ 療育手帳等がない場合は、医師の診断書か意見書（療育が必要な旨の記載あり）の準備をする



①～③は、
同時進行が可能です

- ④ 市役所（i プラザ）で申請の手続きをする

i プラザのこども未来課で申請の手続きをします。

【持ち物】

- ☐ 療育手帳等、または「療育が必要」な旨の記載がある医師の診断書か意見書
- ☐ 申請者（保護者）および利用者（お子さん）のマイナンバーがわかるもの
- ☐ 窓口に来た方の本人確認書類（運転免許証等）

- ⑤ 市役所（i プラザ）で「障害児相談支援利用計画案提出依頼書」を受け取る

i プラザのこども未来課で「障害児相談支援利用計画案提出依頼書」を受け取ります。

- ⑥ 障害児相談支援事業所へ利用計画（案）の作成を依頼する
注： 忘れると利用開始が遅れます

計画作成のため、障害児相談支援事業所との面談を行います。障害児相談支援事業所と面談する時に、市からもらった上記書類（「障害児相談支援利用計画案提出依頼書」）を渡します。

- ⑦ 市役所から郵送された決定通知書と受給者証を受け取る

- ※ 指定障害児相談支援事業所から、市に「利用計画（案）」が提出されます。（利用計画案の作成は2週間程度かかります）
- ※ 市は、提出された利用計画案等を確認して、国等の公費助成の認定を行います。

- ⑧ 利用予定の事業所等と契約を結ぶ（受給者証の提示）

市役所から「決定通知書」および「受給者証」がご自宅に届いたら、利用予定の障害児通所支援事業所と障害児相談支援事業所に受給者証を提示して契約を結びます。

- ⑨ サービスを利用開始する

受給者証に記載されている支給量の範囲内で、サービスを利用します。

- ※ 利用事業所や利用内容を変更されたい場合は、障害児相談支援事業所にご相談下さい。

- ⑩ モニタリング、更新手続

障害児相談支援事業所と、1か月ごと又は6か月ごとにお子さんの利用状況や目標を一緒に確認します。

- ※ 誕生月末日で支給期間が終了するため、継続してご利用する場合は別途、更新のお手続きが必要になります。